

会 議 録

会議の名称	平成29年度 第3回 小川町国民健康保険運営協議会
開催日時	平成30年2月6日(火) <span style="margin-left: 100px;">午前 午後</span> 1時30分～ <span style="margin-left: 100px;">午前 午後</span> 2時55分
開催場所	小川町民会館 集会室
出席者	瀬川会長 関口委員 原口委員 瀧田委員 野崎委員 新井委員 岡勢委員 内田副会長 高橋委員 町長 税務課長 健康福祉課長 町民課長 保険グループ主幹 国保担当主席主査
会議の内容	(1) 平成30年度国保税について (諮問) (2) 基金の扱いについて (諮問) (3) 平成30年度小川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について (4) 第三期特定健診等実施計画について(経過報告) データヘルス計画について(経過報告) (5) その他
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・平成30年度国保税について</li> <li>・基金の扱いについて</li> <li>・平成30年度小川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について</li> <li>・国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し</li> <li>・平成29年度特定健康診査受診率の状況</li> <li>・後発医薬品利用率の推移</li> <li>・「各保険者の大分類疾病別1人当たり医療費の状況について」</li> </ul>
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
その他の必要事項	欠席者：無
審議内容	(発言者、発言内容、審議経過、結論等)
<p>配付資料の確認</p> <p><b>1 開会</b> 定足数の確認 司会より、出席者9名全員で小川町国民健康保険に関する規則第4条第3項に基づき、会議は成立したとの報告。</p> <p><b>2 あいさつ</b> 松本町長 瀬川会長 町長退席</p> <p><b>3 会議の公開・非公開</b> 「小川町審議会等の会議の公開に関する要綱」第3条により、会議は原則公とする。本日の議事内容も、個人を特定する情報などないため公開とするが、平成30年度国民健康保険特別会計予算案については、町の取り扱いとして、議会議案配付前の公開をしていないことから、非公開とする。 傍聴の案内をホームページに掲載したが、本日の傍聴希望者は0人。</p>	

4 議事 規則第4条第1項に基づき、会長が議長となる。

議長 会議録署名委員の指名  
被保険者代表の関口委員と原口委員が指名される。

(1) 諮問 平成30年度国保税について

議長 事務局に説明を求める。

町民課長 配付資料に基づき説明を実施

議長 質問はありますか。

委員 小川町案で算定した物はわかったが、県の算定した納付金見込額と小川町案のリンクがよくわからない。県の算定納付見込額とは、県に納付金を納めなければならない金額なのか。標準税率で足りない分は基金から埋めていくということか。基金だけだと足りないので、小川町案で限りなく納付金額に近い額にしたいということか。

町民課長 標準税率にして、最初から不足額は基金をあててもよいが、当初は県の納付額に近い額から始めたい。

委員 県に納める額、当初算定額は納めなければならない。そのために住民に負担をかけない程度にしたものが小川町案か。

町民課長 上がる人もいるが多くの方は減額になる。

議長 納付金額と差がない方がよいが。

町民課長 県算定の納付金見込みも一人当たり納付金額が2%ずつ伸びていくかどうかかわからないが、本算定に基づいて県全体で示され差額(増額)については一人あたり額で計算している。納付金額は被保険者も減って納付金額も減るが一人あたり額は増える。被保険者が減って納付金も減るが、医療費の伸びを見込むと並行して下がっていかないので差額が出てしまう。

議長 スタートなので見込みですね。

町民課長 基金がなければ毎年税金をその幅どおり上げていかないと追いつかない。あとは医療費水準をどれだけ下げられるかです。

委員 いずれは基金も底をついてしまう。改定は3年で見直しか。決まっているのか。

町民課長 改定するかはそれぞれ市町村で決める。32年度に県の運営方針の見直しをすることになっている。最終的には後期高齢者のように県内統一の保険料率を目指している。後期は最初から作ったので保険料を統一できたが、国保は保険者がそれぞれの市町村なので統一はまだ先になる。小川町は今、一般会計からの法定外繰り入れはないが、赤字の市町村がそれらを解消してからになると思います。

議長 他にありますか。

委員 ①②③案とあるが均等割り額がなぜそれぞれ違うのか。均等割りは埼玉で皆同じなのか。

町民課長 均等割りは被保険者一人当たりいくらという設定をする税率。二人いれば均等割り×2が税額になる。

委員 なぜ①標準税率と②標準税率市町村算定方式と③小川町案で違うのか。

町民課長 ①の標準税率は応能応益割が5対5に近づいている。②, ③はそれぞれ違ってきているが、現行税率の応能応益割よりは5対5に近づけている。②は①程ではないが現在の応益応能と標準の間ぐらい。③は①と②を参考に算出している。応能応益が5対5という前提もあるが、実際は7対3のところもあるので市町村によって様々。

委員 自分たちで決められるのか。

町民課長 市町村で決められる。

議長 ご意見はほかにはないでしょうか。  
答申の方向について決めたいと思います。平成30年年度国保税について賦課方式は2方式。税率は③の小川町案でよろしいでしょうか。  
諮問どおり答申することに決定。

## (2) 諮問 基金の扱いについて

議長 事務局に説明を求める。  
町民課主幹 配付資料に基づき説明を実施  
議長 繰り入れの分の財政の円滑化ですね。  
町民課長 補足説明。前回も説明しましたが、保険給付費支払いのための基金だったが、30年からは医療給付の支払いは県が責任を持つことになったので、町では保険給付費用の基金は不要になる。今までの条例のままでは使えなくなるので、国保財政の運営のための目的に変えたい。財政調整のために基金を繰り入れられるように条例を変えたい。  
議長 変えないと基金が使えないということですね。  
ご意見はほかにはないでしょうか。  
答申の方向について決めたいと思います。基金の扱いについて諮問のとおりでよろしいでしょうか。  
諮問どおり答申することに決定。答申書を作成し町長に提出する。

## (3) 平成30年度小川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について

議長 事務局に説明を求める。  
町民課長 配付資料に基づき概要説明を実施。  
町民課主幹 配付資料に基づき詳細説明を実施。  
議長 ご意見、質問はありますか  
各委員 質問・意見なし。  
議長 3号議案承認。

## (4) 第三期特定健診等実施計画について

議長 事務局に説明を求める。  
町民課主幹 経過報告。次回報告。  
議長 ご意見、質問はありますか。  
委員 質問・意見なし。

### データヘルス計画について

議長 事務局に説明を求める。  
主席主査 経過報告。次回報告。  
議長 ご意見、質問はありますか。  
各委員 質問・意見なし。

## (5) その他について

議長 事務局に説明を求める。  
税務課長 「国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」配付資料に基づき説明を実施。  
議長 ご意見、質問はありますか。  
各委員 質問・意見なし。  
議長 事務局に説明を求める。  
主席主査 「保健事業等について」ジェネリック医薬品の利用促進、特定健康診査受診率の状況、大分類疾病別1人当たり医療費、配付資料に基づき説明を

議長 実施。  
特定健診受診率には人間ドックの分は入っていないのか。その分が上乗せされれば去年と同じくらいになるのか。なぜ少ないのか。

主席主査 こちらの数値にはまだ人間ドックの分は入っていない。昨年と同様は難しい。40～60歳の受診率が少ないのでその啓発に力を入れたい。

各委員 質問・意見なし。

## 5 その他（報告事項）

・次回は2月末を予定

## 6 閉会

上記会議の顛末を記載しその事実であることを証明するために署名する。

小川町国民健康保険運営協議会会議録署名委員 1 番 関口 茂子

小川町国民健康保険運営協議会会議録署名委員 2 番 原口 政子

会 長 瀬 川 豊 書 記 轟 雪江